## 高知大学学生・教育支援機構リエゾンオフィス規則

平成 27 年 3 月 25 日 規 則 第 123 号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学学生・教育支援機構規則第6条第2項の規定に基づき、高知大学学生・教育支援機構リエゾンオフィス(以下「リエゾンオフィス」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 リエゾンオフィスは、各学部及び大学教育創造センター、アドミッションセンター、学生総合支援センター及び教師教育センター(以下「各センター」という。)の活動の効率化、横断的取組並びに効果的な成果の社会的発信を支援・促進し、「人・地域・組織」の協働化の基礎となることを目的とする。

(業務)

- 第3条 リエゾンオフィスは、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 「人・地域・組織」との協働を通じた学生及び教員の支援
  - (2) 学生と「人・地域・組織」との「つながり」づくり支援
  - (3) 協働実践の成果の蓄積と社会的発信支援

(室長)

- 第4条 リエゾンオフィスの業務を統括するために、室長を置く。
- 2 室長は、学生・教育支援機構長が指名する。

(運営委員会)

- 第5条 リエゾンオフィスに、リエゾンオフィス運営委員会(以下「運営委員会」という。) を置く。
- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 学生·教育支援機構長
  - (2) リエゾンオフィス室長
  - (3) 大学教育創造センター長
  - (4) 学生総合支援センター長
  - (5) 地域連携推進センター域学連携推進部門長
  - (6) 学部から選出された者 各1人

- (7) その他委員長が必要と認めた者
- 3 前項第6号に掲げる委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員に欠員が 生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 運営委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。
- 5 委員長は、運営委員会を招集し、議長となる。
- 6 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- 7 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。 (審議事項)
- 第6条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
  - (1) リエゾンオフィスの運営基本方針に関する事項
  - (2) リエゾンオフィスにおける学生支援の取組内容に関する事項
  - (3) リエゾンオフィスへの外部組織の登録に関する事項
  - (4) リエゾンオフィスの取組の点検、評価及び改善に関する事項
  - (5) その他リエゾンオフィスの運営に必要な事項

(議事)

- 第7条 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。
- 2 運営委員会の議事は、議長を除く出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のと きは、議長の決するところによる。
- 3 第5条第2項第6号の委員が都合により委員会に出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。

(事務)

- 第8条 リエゾンオフィス及び運営委員会の事務は、学務部学務課において処理する。 (雑則)
- 第9条 この規則に定めるもののほか、リエゾンオフィスに関し必要な事項は別に定める。 附 則
- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 高知大学総合教育センターリエゾンオフィス規則(平成24年規則第30号)は、廃止する。